

社会生活と法：実践編

森本直子

法の知識や考え方は、生きる上で武器になる。知らなくても日常はたぶん平穏に過ぎてゆくけれど、あなたの権利も知らぬ間に通り過ぎてしまう。困ったことが起きた時、「この窮地を切り抜けるために、こんな権利や制度がありますよ」と指南してくれる人はいない。うっかり法を侵した時、「そんな法律があるなんて知らなかったです。勘弁してください」という抗弁は一笑に付されてしまう。そんなものは通用しないのがこの社会である。

国民の代表からなる国会で成立し、官報に掲載された法律は、実際がどうかに関わらず、この社会の誰もが知っているものとみなされる。社会もその前提で動いてゆく。しかも、法律は毎年増えるし、改正されて内容も変わる。必要な場面で必要な情報を自分で見つけてこなければ、せっかくの権利も自由に絵に描いた餅である。だから法学は大人の学問なのです。

こんな話をしていると、自分が大量の情報を処理できる聖徳太子かスーパー・コンピューターになった気がしてくる。聴いている学生も感心した様子で頷いているし、授業評価アンケートには「あの膨大な量の法律を扱うなんて先生はすごい」と絶賛する者まで出てくる。しかし、冷静に考えれば、一介の法学教員が法律だけで2000ほどもある現行法を網羅などできるはずがない。難関の司法試験を突破し、実務家として日々法律を扱う法曹でも、それは変わらない。ならば武器になる法学的思考ないしリーガル・マインドとは一体何だろうか。

優良物件

最近、大人の衝動買いをした。一生に一度の買い物とされる不動産である。いつもバスから眺めていた近所の一角で古家が取り壊されて更地になり、売地の看板が出た。自

転車でひょいと下見にいき、そのまま恋に落ちた。東南に開けて陽当たり良好。しかも、コンクリート製のきれいに化粧塗りがされた地下車庫までついている。ほぼ即決で話は進み、土地の売買契約だの不動産登記だの、昔民法の講義で聴いたことのあるイベントを初めて実体験し、めでたく地主になった。土地売買はちょうど結婚と同じようなもので、勢いが肝心らしい。

幸い、分厚い契約書の内容も、重要事項説明も、少しは馴染みのある独特の法律用語が満載である。おかげで初心者ながら手続はまずまず順調に進んだ。恋は盲目的なスピード感があったものの、それなりに慎重に調べるべきことは調べ、確認すべきことは確認しながら、冷静に臨めたような気がする。法学部出身はこういう時に少し有利かなと思いつつ。

「地下車庫の検査済証はありますか?」。某ハウス・メーカー営業社員にそうきかれても、何のことやらさっぱりわからない。もし検査済証がないと、行政に提出する家の建築確認申請時に、引っかかるかもしれない、という。その理由をきいて驚いた。家は新築であっても、もともとあった地下車庫を残したまま建てる場合は、建築確認申請上、既存の建築物(=地下車庫)の増築扱いとなる。この増築が適法であるためには、既存の車庫も適法なものでなければならない。仮に、車庫が違法建築であれば、家の建築は「違法建築の増築」となってしまう。この場合、そこに家を建てたいなら車庫を壊せ、と行政側に言われ、壊す費用は数百万円に昇り、ナントカいう工事の申請が必要で・・・となる。まさに最悪である。便利な「おまけ」に見えた車庫は、突如として莫大な追加コストを生じるかもしれない厄介者にすり替わってしまった。憂慮物件なり。

地下車庫を含む建築物一般には本来、検査済証がなけれ

ばならない。検査済証は、建築基準法にもとづき、建築主から提出された工事完了届を受けて行われる完了検査で工事が法令に適合していることを示す書面であり、適法な建築物の証明になる。しかし、平成以前の建築物にはその検査済証がない場合が多いらしい。わが土地も1970年代に大規模開発された住宅地の一角にあり、これに該当した。ネットにはご親切に「古い地下車庫がある土地の取引には特に注意しましょう」とあった。今ごろ遅い。万事休す、である。

このあたりから私の闘志がふつふつと沸き上がってくる。周辺を見回すと、わが土地の並びにある家々は全て同じ形状の地下車庫付きの土地に建つ。そしていずれも開発当時の住宅を建て替えており、車庫を壊した形跡はない。そこで、土地の売主に連絡し、役所でご近所の建築確認書類を調べてもらった。しかし、大方の予想通りご近所の地下車庫にも検査済証はないようだった。開発当時の記録も残っていないという。八方塞がりである。かろうじて検査済証がない件がわが土地だけの特殊事情ではないとわかったことだけが救いである（かもしれない）。

もっとも、近隣の家の建替時期はまちまちである。だからご近所が地下車庫を残したまま新築できているからといって、わが家の建築確認申請も大丈夫とは言い切れない。とりわけ最近、地震によるブロック塀の倒壊事故で建造物の安全性に慎重になっている行政が相手である。

他方、ハウス・メーカー側は「あなたの土地には怪しい地下車庫があるから家の建築を請け負えません」とは言わない。「もし車庫が崩れても前傾したり、崩れたりしない家を、車庫に土圧をかけぬよう、十分に安息角をとった位置に、深基礎を用いて建てます」などと説明する。さすがビジネスである。

ところで、古い物件の大半に検査済証がないならば、それらは増改築できず、近年問題になっている空き家の再利用は全く進められないではないか。この点につき、国土交通省は2014年に「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」を策定していた。これは検査済証の交付が行われていない建築物で、改めて建築確認申請を必要とする

場合は、新築時設計図書を基に法適合状況調査を行い、その報告書を提出することによって新たな工事における建築確認申請を受理する、という救済策を示す。なるほど、車庫の非破壊検査を実施して、得体の知れない建造物の文字通り内情を調べる、というハウス・メーカー側の提案とも合致する。

当地に家を建てる道はどうか見つかりそうだ。ただ、余計な調査や材料が必要で、随分手間と時間と費用がかかりそうではないか。まあ早まったのは自分だから仕方ないな、と諦めるのが普通かもしれない。それより前向きに新築計画を考えよう、と現実逃避する手もある。しかし、法学徒たるもの、そうは問屋が卸さない。

なぜこのような事態が生じたのだろうか。買主としての自分にどのような不注意があったか。そんなことを考えながら遡って土地の売買契約の経緯を検証してみる。建築関係の友人に実務の観点から意見をきいてみる。過去に似たような状況が紛争になった判例がないか検索してみると、ぼんやりとした疑念がわいてくる。

検査済証の有無は、不動産業界では極めて常識的且つ重要な情報であり、土地取引に際して買主にその情報を知らせないのは不可解だという。土地取引のプロである不動産会社は、検査済証のない古い地下車庫が今後の住宅建設や土地の資産価値に及ぼす影響を知らなかったとは考えにくい。さて、どうしたものか。ここからはまさに現在進行形のプロセスである。（本件の顛末にご関心のある方は数か月後にこっそりお訊ねください。）

トラブルに遭遇した時、怒りの感情に任せるのではなく、問題の原因や打開策を、法や制度や過去の事例に照らして冷静かつ論理的に分析・検討すること、証拠を積み上げて主張を組み立てること、そして相手方との交渉を通じて現実的な落としどころを見つけ、解決を目指すこと。それは泣き寝入りでも、いきなりの裁判でもない。実際、世の中で遭遇する問題の大半は複雑で、〇〇法の第〇条を適用すれば解決できる、といったものではほぼない。納得のいく着地点を見つけるためのプロセスには、こうした法学的思考ないし素養が誘導灯になってくれる。

余談であるが、わが土地にはもう一名地主がおられる。

本件について心こそ痛めても、事態の打開に向けて行動する気配はない。この手の交渉事は昔から法学のバックグラウンドを活かすべく専ら私の担当となっている。

米国銀行

20年以上前、留学先の米国で銀行口座を開いた。それは多額の現金を持ち歩けない現地で、奨学金を受取り、小切手で家賃や電話代を支払い、ATMカードを兼ねる銀行カードのデビット支払い機能で日常の買い物をするために必要だった。留学生活を終える時、大半がその口座を閉じて帰国する。しかし、訳あって私はそうしないでおいた。

ひとつは実利的な理由である。帰国後も、渡米する機会は時々あるだろう。その都度為替相場を気にしながら両替するのは面倒である。代わりに口座維持料がかからないだけの残高を預けて口座を維持すれば、その必要はない。ちょうどネット・バンキングも普及しつつあり、銀行の物理的な場所はどこでも構わなくなっていた。さらに、幸か不幸か私の銀行は大手に吸収合併され、日本でいう地銀から都銀へ変わった。全米のどこでも手数料無料でATMが使える利便性はとても魅力的に思えた。

もうひとつはややセンチメンタルな理由である。旧姓で開設した口座を失いたくなかったのである。留学中に結婚し、日本の民法にもとづいて夫婦の姓を統一する際、恥ずかしながら、それほど深く考えずに夫の姓を選択してパスポートの氏名表記等を変更した。ただ、米国ではほとんどの場面でファースト・ネームが使われるため、改姓は現地の日常生活に影響しなかった。また、現地の法律（州法）は夫婦が姓を統一することを義務付けない。結婚しても夫または妻の姓に統一する人、別姓のままの人、姓をハイフンでつなぐ人、とさまざまである。何となく長いものに巻かれる日本流の選択をしたものの、こうした現地の文化と法に助けられ、結婚後も大学のIDカードや銀行口座の名義を変更することなく、ほぼ旧姓のまま暮らし続けた。

状況は日本への帰国を境に変化する。帰国便の航空券はパスポート・ネームで予約しなければならない。日系引越越し会社とのやりとりも姓ベースになる。あつという間に姓で暮らす文化圏に引き戻され、米国に残した銀行口座名

義だけが、「まだ生きている旧姓」の証となった。

帰国後は子育てや仕事に追われて、渡米の機会はあまりなかった。しかし、米国銀行からは日本の自宅に毎月口座取引明細書が郵送され、ネット・バンキングで口座管理もできた。時々変更される最低残高等のポリシー変更さえ気を付けていれば、口座は問題なく維持できた。名前のことも、旧姓を仕事上の通称として使う運用が次第に一般的になり、民法の規定に目くじらを立てなくても、都合よく使い分けできそうな感触であった。そう、あの時までは。

「窓口対応の予約がとれるのは来週です」。「あの時」は銀行カードの更新をきっかけに到来する。米国の銀行カードには数年間の有効期限が設定され、失効すると新カードの発行を申請しなければならない。ただ、ネット・バンキングの利用に支障はないので、実害のない私は失効カードをそのまま放置した。

ようやくカードを更新するチャンスが巡ってきた。帰国してからほぼ15年後の2015年夏の米国出張時、滞在地付近の支店に依頼しようとする、日本ではありえない先の悠長な反応が返ってきた。しかし、こんなことは留学時代にいくらでもあった。救急以外は予約外診療を受け付けない大学の医療センターには、いつ風邪を引くか予め決めて予約をとっておかないといけないね、と苦笑したものである。しかし、今回は滞在期間の都合で先方に合わせてもらえない。そこで知り合いのアメリカ人に助けてもらってこちらの事情を説明し、急遽その場で受け付けてもらうよう漕ぎつけた。万事交渉次第なのも昔から変わらない。

「ねえ、あなた、こんなカード見たことある?」「何それ、そんなの知らないわ。本物?」。私の古いカードを受け取ると、行員は怪訝な顔をして別の行員を呼びに行ってしまった。吸収合併以前のカードは、行員にとって「聞いたこともない名前の銀行の、見たこともない絵柄のカード」だったらしい。まるで子ども銀行のカードでも差し出したかのような扱いである。

普通ならこの辺で諦めて退散だろうか。しかし、味方もいた法学徒は決して怯まない。直近の口座取引明細書を見せてカードの正統性を訴える。すると、偽造カードの疑いは晴れたようである。このあたりは銀行の吸収合併が珍し

くない、米国ならではの事情かもしれない。

しかし、本当の関門はそこから先であった。新カードをこれまでと同じ旧姓名義で申請しようとしたら、「政府発行の身分証明書」の提示を求められた。ピンチである。しかし、こんなこともあろうかと思い、改姓後の現パスポートと共に、持参していた旧姓時代の昔のパスポートも提示した。しかし後者は当然失効している。これがどれほどの証明力を持つのか不明だったが、他に手はなかった。

二つのパスポートの顔写真はもちろん私なのだが、第三者から見れば、同一人物のような、違うような、微妙な経年変化は否めない。行員はまた難色を示し始める。私は私で、銀行のシステムには顧客情報の履歴が残っているはずだから照合するよう、旧姓時代の米国の住所や電話番号を片っ端からそらんじてみせる。婚姻後の姓の取り扱いに関する日米の法律の違いも説明する。

すったもんだの挙句、ついに根負けした行員が、今回だけの特別救済措置として旧姓名義の新カード発行に応じてくれた。もちろん、「次の有効期限が到来するまでに、残高は使いきってこの口座は閉じた方がよいですね」というアドバイスを添えて。

私が私であることは、制度や法と関係のない普遍的な事実である。しかし、私はあくまでも社会の一員としてその社会の法と制度の下で生きている。法の余白部分を上手に利用すれば多少融通がきくようにみえて、いざという時には法が立ちはだかる。日米の法律の違いを利用したつもりが、公的な身分証明ができずに危うく銀行預金を引き出せなくなりかけた時、私はようやく改姓の不便と日本の民法の不合理を理解した。日本政府が認めない限り、旧姓はもはや地球上のどこでも私を私として公に表すものではない。

2015年の晩秋、最高裁大法廷で夫婦同氏の違憲性を問う歴史的な事件の弁論を傍聴した。その後の判決は大方の予想通り、変化はそう簡単には起こらないことを示す内容に留まった。しかし、新たな裁判はその後も次々に提起されている。

変化を待てない法学徒は、2017年夏の渡米時にひとまず実利的で安全な選択をとっておくことにした。口座名義を現パスポートと同じ戸籍姓に変更し、次回カード更新時

のトラブルと面倒な交渉を回避したのである。決して信念を曲げたわけではない。しかし、法の壁が厚く高いことを一度経験した以上、同じ轍を踏まないことが安全で合理的な選択に思えた。他方で、近い未来の変化を心待ちにしている。その時が訪れたら、また新しいパスポートを携えて、米国銀行の支店を訪れるのだ。そして窓口で堂々と名義変更手続をしよう。

(もりもと なおこ 総合教育センター)